

2018年6月5日

国立新美術館
館長 青木 保 様



公開質問状

私ども美術評論家連盟では、貴美術館にて2018年2月22日から3月4日まで開催された「平成29年度 第41回 東京五美術大学連合卒業・修了制作展」において、出品作品の一部に対して、作品内容に踏み込む介入があったとの情報を得ております。すでにSNSや雑誌記事などで報じられておりますが、当連盟会員が行った調査や当事者の学生へのヒアリングによれば、「肖像権侵害」、「外国人および人種差別への抵触」などを理由として、複数の作家の作品に対する部分的な撤去指示が、時間をかけた議論が困難な作品搬入のさなかに、貴美術館側から行われたと聞いております。

つきましては、「表現の自由が侵害されるべきではない」という当連盟の方針に基づいて、以下の質問状を発出いたします。

「肖像権侵害」については、屋外でのパフォーマンスの記録映像に映り込んだ歩行者の姿に配慮したものと聞いておりますが、街の中での撮影を一律に制限することにもつながる観点と思われまます。この点について、この作品を排除するどのような論拠をお持ちなのでしょうか？

「外国人および人種差別への抵触」については、当の作品自体が無反省な差別意識に対する批判的提言を趣旨としており、作品全体は差別を批判する立場に立っているように見受けられます。作品の文脈と内容を理解することがきわめて重要と思われまます、どのような論拠にもとづいて、撤去と判断されたのでしょうか。

上記の問題に関しまして、かような事案に至った判断の基準、権限の所在、担当部署等、公的機関としての経緯説明を本年6月末日までにいただきたくお願い申し上げます。なお、貴美術館からいただいたご説明は本連盟ホームページなどを通じて公表させていただくことを前提といたします。

ご回答送付先

〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3
東京国立近代美術館内 美術評論家連盟